

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 27 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$ 介護保険担当部局

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

認知症対応型共同生活介護事業所における新型コロナウイルス
感染症の感染拡大防止のための対応について

認知症対応型共同生活介護事業所の利用者等（認知症対応型共同生活介護事業所の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）」でお示ししているところであるが、医師及び看護師の配置が必須となっていない認知症対応型共同生活介護事業所における感染拡大を防止する観点から、下記により、必要な対応の徹底を図られたい。については、管内市町村に周知を図られたい。

記

認知症対応型共同生活介護事業所においては、従来、協力医療機関等との連携を求めてきたところであるが、利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事態に迅速に対処できるよう、事前に協力医療機関等とも連携するなど、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」なども踏まえ、どのような対応を行うべきか十分検討いただくとともに、職員間で共有し、事業所内での周知、徹底を図ること。

以上